

“子の未婚は親の責任”？ “子には内緒で契約”？
「結婚相手紹介サービス」の訪問・電話勧誘に、ご注意を！

【問い合わせ】村民相談室(消費生活センター) (☎287-0858)

近年、未婚率の上昇や晩婚化を背景に、“親に対する結婚相手の紹介”や“親による子の代理お見合い”など、子の結婚に親が関与することのできる多様なサービスが、結婚相手紹介サービス業者から提供されています。

しかし全国の消費生活センターでは、親に対して電話や家庭への訪問で勧誘を行い、契約をさせる業者とのトラブルの報告が、年々増加しています。結婚の当事者である子に説明をしないままに契約をさせる業者もいるため、契約の際は注意が必要です。

【契約条件について理解・納得した上で契約しましょう】

業者によって提供されるサービス内容が異なります。契約する場合は、契約の内容や条件について十分に理解し、契約書面の交付を求めましょう。

また、料金体系も業者によって異なります。入会金、登録料、お見合い料、成婚料など、何のサービスのなのか、他にも費用がかかるのかを、納得した上で契約しましょう。

【解約条件と解約料について確認しましょう】

“親が子に内緒で契約をし、子が気付いた時には

クーリング・オフ期間が過ぎていた”という事例が多くなっています。場合によっては中途解約をすることができますが、サービスを受けた分は支払いの義務が生じます。契約前に解約料のことも認識しておきましょう。

【しつこい業者、書面の無い業者とは契約しない】

長時間の説得や、迷惑な方法でしつこく勧誘を行う業者、契約書を渡さない業者とは、契約しないでください。

【“成婚を約束するものではない”ことを認識しましょう】

紹介サービスは出会いの場を提供するものであり、必ず結婚できることを確約するものではありません。過度な期待はトラブルの原因です。中には勧誘時に出会いや結婚といった将来における不確実な事項について、「絶対結婚できます」などと断言し、結婚させることを約束するような勧誘を行う業者もいますので、注意が必要です。



「断っているのにしつこい勧誘を受けて契約した」「必要なサービスが受けられない」などの契約トラブルの場合には、消費生活センターへご相談ください。

■**問い合わせ**
 水戸北年金事務所(☎231局2283)、住民課保険年金担当(☎282局1711 内線1131~33)

▼**学生納付特例制度**：学生証のコピー(両面)または在学証明書(原本)
 ▼**失業による特例免除**：雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票等の写し(ハローワーク等の公的機関が交付する、失業の事実が確認できる証明書等)
 ▼**保険料免除・納付猶予の申請方法**

保険料免除・納付猶予の申請の際は、印鑑と年金手帳が必要。また、次の場合は必要書類をご用意ください。
 平成30年度の免除・納付猶予の受け付けは7月2日(月)から始まり、平成30年7月分から平成31年6月分までの期間を対象として審査を行います。学生の場合は、4月分から翌3月分までの在学期間を対象とした「学生納付特例制度」が申請可能です。なお、申請可能期間については、申請時点の2年1か月前の月分までとなります。

■**免除・納付猶予の申請期間**
 審査の結果承認された期間は、年金の受給資格期間に含まれますが、年金額は、保険料を全額納めた時に比べて少なくなります。納付猶予期間は、後から追納で納付した場合のみ、年金額に反映します。

国民年金第1号の被保険者は、毎月1万6340円(月)を納める必要がありますが、保険料を納めることが難しい場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行うことにより、免除等を受けることができます。

国民年金
 だより
 「国民年金保険料の免除・納付猶予制度」について

保険料を納め忘れの状態
 で、万が一障がいや死亡と
 いった不慮の事態が発生
 すると、障害基礎年金や
 遺族基礎年金が受けられ
 なくなる場合があります。